平成25年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第3号)

平成25年12月6日(金)午前10時開議

小 林

正

子

君

14番

開 議

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

勝 巳 君 2番 林 一 広 君 1番 原 小 3番 渡 辺 高 君 4番 小 西 和 実 君 5番 林 茂 君 6番 男 君 小 冨 畄 信 7番 山 岸 裕 始 君 8番 Ш 上 健 君 9番 大 島 孝 司 君 10番 小 渕 晃 君 渡 11番 関 谷 明 生 君 12番 辺 建 次 君

欠席議員(なし)

13番

関

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

子 君

悦

市村良三君 町 長 町 長 久保田 隆 生 君 健康福祉部門 健康福祉部門 内 條 明 則 君 竹 節 夫 君 中 総括参事 グループリーダー 地域創生部門 地域創生部門 代 良 君 敏 春 君 畔 上 グループリーダー 総括参事 行政経営部門 行政経営部門 中 助 君 原 周 君 田 西 グループリーダー 総括参事 教育委員長 中 島 聰 君 育 長 竹 内 隆 君 育 部 監查委員 池 田 清 人 君 畔 上 洋君 括参事 総

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

〇議長(関谷明生君) おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。 これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(関谷明生君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長(関谷明生君) これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 渡 辺 建 次 君

〇議長(関谷明生君) 最初に、12番、渡辺建次議員。

[12番 渡辺建次君登壇]

〇12番(渡辺建次君) おはようございます。

それでは、通告に基づきまして3問順次質問させていただきます。

まず最初に、英語力より日本語力の強化をということです。

英語力の後にクエスチョンマークがありますが、多分今の状況では英語力はつかないので

はないかという、そういう疑問でクエスチョンマークをつけておりますけれども、この質問は、英語の早期教育に関しての議論を通して、町の教育理念をも問おうとするものです。

現在、2008年の小学校の学習指導要領の改訂により、2011年4月から小学5・6年生で外国語活動が必修となっています。週1時間が基本で、音声や基本的な表現になれ親しませることが目標とされ、クラス担任の指導のもと、外国人の外国語指導助手(ALT)が採用されています。町のALTの配置目的は、ここに使いますことしの予算に出ていますけれども、年々国際化している社会に対応するため、より実践的な英語を教えるサポートのためとのことです。

そんな中、文部科学省は英語教育を小学3年生から導入する方針であると先日信毎で報道 されました。こうした方針に対し、信毎の社説では、進め方が拙速であるという題で懸念を 表明されていました。私も全く同感でありますので、その一部を引用させていただきます。

言語学の専門家からは疑問の声が以前からある。慶応大の大津由紀雄名誉教授は、使える 英語の基礎となる文法を学ぶには一定の知的発達が前提になる。中学入学時に英語の学習を 開始するのが望ましいと指摘する。同時通訳者だった鳥飼玖美子立教大特任教授は、小学校 時代は母語で豊かな表現力を身につけることが先決と訴えている。外国語活動は、学習指導 要領の改訂で2年前に始まったばかりだ。週1時間が基本で、音声や基本的な表現になれ親 しめることを目標としている。一定の効果があるにしても、まだ十分検証されていない、と いうものです。

また同じく、信毎の論考に、医師で作家の夏川草介氏が次のような小論を寄稿されています。その一部とはいえ、少々長くはなりますが、私の言葉よりは重みがありますし、私の思いと全く多くの点で重複しますので、引用させていただきます。

揺るぎない思索のためには、揺るぎない言語が必要である。その思索の土台となる言語が、この国において今確実に弱体化している。原因は多様であるが、その一因が昨今流行の幼少期からの英語教育にあると言えば、時代への逆行だと笑われるだろうか。だが、現実問題として、日本語と英語とはその文法からして根本的に異なることを忘れてはならない。最後まで読まなければ肯定か否定かさえ判断しがたい構文の日本語に比して、まず結論を述べてからそこに付随する情報をつけ加えていくのが英語である。当然これらを用いた思索の過程には相違が生じることになる。いまだ日本語さえ未熟な世代に対して異なる構文を強いれば、思索力そのものを低下させかねないのである。「国際的に通用する人間になるためには、まず国語を徹底的に固めなければだめです」。ベストセラー「国家の品格」の著者、藤原正彦

氏はその著書の中でそう語っている。全く同感ですね。表現する手段よりも内容を豊かにするために日本語力を鍛えることが最優先だという氏の指摘には、ある種の危機感さえ漂っている。同様の指摘は作家丸谷才一氏も述べていることであり、その背景には、英語教育の重視に伴って、なし崩し的に進行している日本語教育の軽視という現実がある。今や英語が世界の共通語であることは動かしがたい事実である。ゆえに英語教育を重視する現実から目をそらしてはならない。重要なことは、英語を学んでもなお揺るがない日本語力の構築なのである。その方法については、さきに挙げた偉人たちが皆異口同音に口にしている。すなわち古典に親しむということである。この場合の古典とは、源氏物語や太平記である必要はない。漱石や鴎外でよい。ずば抜けた教養を身につけたこれらの先人たちの文章は、多彩な語彙と揺るぎない構文の範例であり、我々日本人を豊かな思索へ導いてくれる心強い一里塚なのである。

あと、余談として、この夏川さんが中国語を勉強していたときに、中国語担当の中国人の 先生が、一向に上達しない私に向かってにこやかに告げた言葉がある。あなたは日本語がし っかりしていますから中国語なんてすぐ話せますよと、こういうふうにおっしゃったという ことですね。

また、こんなご意見もあります。多摩大学の正規の入学試験の必須科目から英語を外すことを教授会に提案され、入試科目から英語を除外したとされる当時の学長、イギリス人のグレゴリー・クラーク氏の言葉です。言葉の勉強は、幼いときからやらないと身につかないと思っている人が多い。だが、これは神話である。実際には、18歳はいろいろな意味で難しい外国語を学び始めるのに一番いい年齢だ。私自身は中国語を始めたのが22歳、ロシア語を始めたのは27歳、そして日本語は33歳のときだったと述べられています。氏は、英語はもちろんですが、中国語、ロシア語、そして日本語に堪能だということです。

同様な趣旨で、英語の早期教育に反対されている著名人、例えば國弘教授とか、あるいは 千田先生など数多くおられます。一々全部取り上げさせていただくには、時間の制約上無理 がありますので、この辺で切り上げますけれども。

それでは、具体的な質問ですが、(1)外国人英語教師の配置目的、必要性、活動実態(園児、児童・生徒に対する時間数と授業内容)、追跡調査による効果の検証。幼稚園、保育園、小学校、中学校というふうにわたって活用されているようですけれども、幼稚園や保育園、これは外国の生活や文化への興味を持たせるためというような目的のようですけれども、今の社会状況からして、果たして外国の先生を呼んでまでするような状況かどうか、明

治維新の文明開化の時代とはまた違いますからね。今の状況下でそこまでの必要があるかど うかというのはちょっと疑問があります。あと、小学校以上は、国際化している社会に対応 するためのより実践的な英語力と、先ほど言いましたけれども、こういうふうな目的を書か れていますけれども、果たしてその言葉どおりの効果が上がっているのかどうか疑問ですね。 であるならば、もし採用して活用するとすれば、幼稚園や保育園や小学校で外国人が活躍す る時間を、例えば中学校なら中学校に集中させると私は提案したいと思いますけれども。

- (2) 町内での英語使用の機会と英語を必要とする職業があるのかどうか。もしも、小布施町の中学生全員が余りにも英語ができ過ぎてしまったとなれば、多分小布施にはとどまらないのではないか、ますます外へ出て行ってしまうのではないかという気がしないわけでもないですね。
- (3) 町内に在住する外国人の人数とその出身地、また最近来町される外国人観光客の数と出身地はどこかということですね。小布施町がそういう環境にあるということですね。ですから、わざわざお金を出してまでして外国人英語教師を頼んで、幼稚園、保育園、小学校で活躍してもらわなくてもいいのではないかという、そういう意味合いがあるわけです。外国人の英語教師に対しても、せっかくの人材をもったいないというふうにも感じなくはないですね。
- (4) 母国語である日本語力の強化こそ第2の言語習得に効果があると言われています。 先ほど夏川さんの中国語の話もありましたけれども、やはり土台がしっかりしなければだめ ですね。土台がしっかりしなければ、その上に確かなものを積み上げようとしても、どだい 無理な話だと思いますね。

①幼保小中での日本語力強化とその背景となる日本の歴史や伝統文化継承による日本人と しての深化教育。これは日本語力が大事だということを言いたいわけです。

それから、②小・中学生の過去数年にわたる家庭学習時間の推移と図書館利用(各学年が目標とする推薦図書とその読書率)と読書時間の推移ですね。やはり読書が大事だということです。

けさの新聞を皆さんごらんになったと思いますけれども、人生を開く読書の力と、まさに タイムリーな朝刊だったと思いますが、信毎のけさの朝刊ですね。ちょっとやはり一部抜粋 しますが、生徒が読書をする環境づくりには、教員だけでなく学校全体で取り組む必要があ ります。校長や教員、司書、保護者が共同で読書をもっと楽しいものにしていく取り組みが 必要です。読書環境が豊かになれば、読書習慣も自然と身につくはずです。では、行政は何 ができるか。

(5) 図書館を年中無休で朝から夜遅くまで開いておく。これが何よりではないかと思います。中学時代までの読書活動が豊富な成人ほど自己肯定や社会性の意識、能力が高く、子供のころの読書経験が長期的な効果をもたらすことがわかったということが書いてあります。

その(5)に関してですけれども、学習指導要領は指導要領として、町独自の日本語力強化の姿勢を見せるべきときだと思うんです。世田谷区の日本語教育特区ですか、そこまではいかなくとも、高校へ進学したときに、小布施の生徒は違うなと思われるような何か光るものを身につけて送り出すことができたらと思うんです。

そのための環境づくりの一つ、それが、先ほど言いますように図書館の年中無休ということですよね。せっかくやる気が起きて図書館へ行こうと思い立った、そんな日に限って休館日だったりするようなことがないようにする。人には休肝日が必要でしょうが、図書館に休館日は必要ないのではないかと。

確かに図書の整理のために利用が制限されるのはいたし方がないとは思いますが、勉学の場を分けて設けることは可能だと思います。ある面これも文化の町小布施と言えるのではないでしょうか。

以上、質問は多岐にわたりますが、ご答弁をお願いします。

〇議長(関谷明生君) 竹内教育長。

〔教育長 竹内 隆君登壇〕

○教育長(竹内 隆君) おはようございます。

渡辺建次議員より、英語力より日本語力の強化にかかわって5項目のご質問にお答えいた します。

今議員から、新聞報道にかかわってご紹介がございましたが、文部科学省では、早い時期から基礎的な英語力を身につけ、国際的に活躍できる人材の育成を狙いとして、平成23年度から新学習指導要領で外国語活動が必修化されております。

この小学校英語の開始時期について、現在の小学校5年生からを3年生からに引き下げる 方針を固めたと報道されています。報道によりますと、3、4年生は週1、2回、5、6年 生は週3回の実施を想定し、さらに5年生からは教科に格上げし、その授業では基本的な読 み書きなど中学校の学習内容の一部を取り入れ、2020年までの実施を目指すとしています。

こうした英語教育が強化される背景には、急速に進展する国際化社会に対応する人材の育成や、異文化への理解の重要性、必要性などが背景にあるものと思います。

ご質問の小布施町の外国語指導助手(ALT)の配置状況でございますが、幼稚園、保育園、小学校担当として1名、中学校担当として1名の計2名を配置しております。その目的としては、ネイティブであるALTが担任や英語担当教諭とともに母国語である英語を用いて授業にかかわることで、児童・生徒が多様な価値観を持つ各国の生活や文化に興味、関心を深めることができる。また、日本との共通点や相違点を見つけながら自国と他国の文化をそれぞれ大切にする心を育てていくこと。加えて、ともに生きようとする国際感覚を醸成すること。外国に興味を持って学習し、人権感覚を身につけることも可能です。そうした目的があり、必要性があります。

小布施町の特色ある教育活動の1つとして、幼稚園児、保育園児及び小学生の早い時期からALTを活用した外国語活動を行っています。

訪問授業日数の状況でありますが、幼稚園、保育園では月に各園3回ほどALTが訪問し、そのクラスで主に遊びなどを通してコミュニケーションを図り、英語に親しむことを行っています。発達段階に応じて内容を構成しております。

小学校においては、1年生から4年生は2週に1回各教室に入り、担任とともに挨拶や単語、簡単な会話などコミュニケーション活動を行っています。5、6年生の外国語活動では、ALTは週に1回各クラスに入っております。活動内容は、聞き、話す活動を中心とし、英語でコミュニケーション活動を行えるようにしております。扱う教材は作成されており、担任と事前に十分打ち合わせをした上で授業を進めております。

中学校においては、1学年は週1、2時間、2、3学年は週1時間、ALTの参加した授業を実施しています。教科担任とALTとがチームティーチングを組み、聞く、話すといった表現活動を重視します。

児童や生徒の追跡調査による効果の検証とのことですが、生徒にとって外国人であるALTに気おくれすることなく話ができ、正確な発音や異文化への理解を深めることができ、目的に沿った効果を上げていると考えています。教科でもALTの活用で十分に打ち合わせ、それから反省をしております。そういった中で、効果についても十分検証して成果のあるように進めているところでございます。

次に、町内での英語使用の機会と英語を必要とする職業についてでありますが、当町への 観光客のうち英語圏の方も多く来町されます。その方々と国際語となっている英会話で対応 する必要があります。諸外国との取引を行っている会社もあると思われます。グローバル社 会の今、ビジネスや学問研究、その他あらゆる場で英語を使わないことはないと考えます。 本年8月当町で開催されました「H-LAB」も、全国から公募された高校生を対象として、ハーバード大学ほか多くの大学生による英語による公開セミナーが開催されました。受講された皆さんはもとより、参加された多くの方々が改めて英語の重要性を感じられたものと思います。

次に、町内に在住する外国人の人数とその出身地、また最近来町される外国人観光客の数と出身地についてのご質問でございますが、現在、町内には63名の外国籍の方がおられます。また、出身地はアジア圏やヨーロッパ、アメリカの方であります。観光客の状況については、外国人宿泊者数調査によりますと、65名の方が英語圏から来町されており、宿泊者の約5割を占めております。

次に、日本語力の強化にかかわってのお尋ねであります。

ご質問は、幼保小中において、日本語力の強化に向けて、日本史や伝統文化継承による日本人としての深化教育がどのようかとのお尋ねです。

国語教育は学習の基本をなすもので、学校教育は学習指導要領に沿って進めておりますが、 義務教育の目標の1つに、議員のご指摘にもありますが、日本と郷土の歴史と現状の正しい 理解、伝統と文化の尊重をうたっております。また、今般の学習指導要領の改訂に沿って、 小学校においては国語、中学校では英語の授業時数が増加しております。

当町の幼保小中で、日本語力の強化に向けて歴史や伝統文化の取り組みはどうかとのご質問と思います。議員ご指摘の日本語力の強化とはうたっていませんが、社会科や国語など通常の授業で歴史や伝統文化を学びます。

幼保小には、先生方だけでなくボランティアによる読み聞かせの方が入ります。ふるさと 学習では、野菜づくりや巴錦の菊づくりなど、中学校も含めて社会人講師が学校に入り、生 徒に地域の伝統文化や歴史をお話しします。児童・生徒も町に出て学びます。こうした活動 が広く行われ、結果として日本語力の強化、さらに生きる力にもなっていくものと思います。

そして、我が国の伝統や文化を評価すると同時に、世界の中で日本人としてよりよく生きていくために何をどうするか考えていくものと思います。また、その場合、コミュニケーション力は欠くことのできないものであり、授業の形式も講義式ではなく、先生方がそういう講義式で教え込むのではなく、相互の対話が重視されるようになっております。

次に、小・中学生の過去数年にわたる家庭学習時間の推移と図書利用と読書時間の推移についてでありますが、本年度実施をしました全国学習・学力調査によると、家庭学習時間は、当町の学校で見ますと、1から2時間が小学校では43.8%、中学校では44.6%が多くなっ

ています。過去数年と比較をせよとのことですが、おおむねこの状況で年によって増加したり減ったりしております。読書時間については、1日20分から30分が一番多く、小学校では29.5%、中学校では27.7%となっております。図書利用について、特に推薦図書などは定めないで読書指導を行っております。それから、月に何冊くらい本を読んでいるかについては、小学校では月に3から4冊が一番多く28.6%、中学校では月に1、2冊が一番多く49.5%となっております。

小・中学生の読書時間の推移でございますが、ここ近年で特に変わっていないと聞いております。

読書は思考力や判断力、コミュニケーション力を養い、社会生活の基盤をつくるものであります。小・中学校では、読書の推進を指導の重要な項目に掲げ、国語の授業はもちろん朝の一斉読書や年2回の読書旬間の設置、図書館利用の促進などを進めております。教育委員会では、町図書館を通して児童・生徒の読書活動を推進するために小・中学校とさらに連携してまいります。

それから、まちとしょテラソの年中無休と早朝から夜遅くまでの勉学の場として利用の可能性についてでございます。

おかげさまで、町立図書館まちとしょテラソも開館から4周年を過ぎ、その間のテラソ来館者は年々増加し、平成24年度の年間来館者は14万5,000人に上り、1日当たり平均で470人ほどのご利用をいただいております。

開館は9時から夜は8時まで開館しております。また、年末年始、12月29日から1月3日も特別開館とし、開館時間を10時から午後5時に変更して開館し、受験を控えた学生の皆さんもご利用をいただいております。

議員ご提案の年中無休と勉学の場としての利用については、学びの場、情報発信の場、交流の場、子育ての場という4つの柱による交流と創造を楽しむ文化の拠点という図書館の理念の一つ、学びの場としての利用拡大のご提案と承ります。

議員ご指摘のとおり、勉学の場としての利用は、その可能性は大きいものと認識しております。今後、図書や資料の提供、レファレンスサービスなどのほか、利用者の自学自習スペースを提供することや、学習者同士のコミュニケーションを提供することなど、空間も含めた学習のための図書館機能も検討すべきと考えております。

ご提案について、現状を超えてどこまでできるか、利用者の声や図書館運営協議会などご 意見を伺う中で、より大勢の方が利用しやすいように環境整備に努めたいと存じます。 以上でございます。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、再質問を幾つかさせていただきたいと思うんですが、まず、幼保小で外国人の方がかかわられるので、異文化への理解ということですけれども、先ほども申しましたけれども、町内に60名以上の外国籍の方がおられるわけで、そういう方との交流を通して異文化に触れるということも可能だと思うんですけれども、そういうことは考えておられないのかどうか。

それから、全体を通して、目的に沿った効果を上げていると考えておられると、考えるのはご自由ですが、実際に本当に効果があるのかどうか私は疑問なんです。確かに英語は大事です。ただ、その英語教育をいつやるかなんですね。それは今ではないんです。本当に必要な高校以上か大学なんです。本当に必要な人に対して必要なときにやる、これが最高なんです。ある学者さんに言わせれば、英語の学習を必修科目にしているのはある面虐待に当たるという、極端な話ですけれども、そういうふうにおっしゃる方までいるんです。だから必要な人は、それは当然大いに勉強しなければいけないですね。そこに集中するということを私は言いたいんです。

中学校の場合、現在中学校は英語をやっていますから、そこで外国人の方がかかわるというのは非常にいいと思うんですが、問題はそのかかわり方、内容です。具体的に時間数、1人当たりどのくらい外国人と接する時間があるのかどうか。私が調べた範囲ではほとんどないです。1時間だけ授業を見学させてもらったことがありますけれども、その外国の先生が触れた授業内容というのは、こう言っては何ですが、正直、本当に外国人の方を活用されているという意味はなかったですね。そのような授業をやっていて、本当に力がつくのかどうか。

私は、今のいろいろな機器がありますね、そういう機器を利用すれば十分であって、わざ わざ外国人の方をお金を出してまで採用するという意味はないような感じがするんですよね。 そのあたり、私の予想を覆すような、これだけの効果があるというものを出していただけれ ば、私も納得しますけれども、私はないと思います。

その授業でアンケートもとって、効果があると出ていますけれども、では具体的にはどの 程度あるのかどうか。例えば高校生とか大学生とか、あのころああいう英語をやってもらっ てよかったというような結果があるのかどうか、そのあたり、具体的なものをお持ちでした ら、ぜひ教えていただきたいです。 大体、本当に英語の力をつけるためには、中学英語プラス2,000時間以上ないと力はつかないというふうに、同時通訳の千田先生はおっしゃっています。ですから、幼保小中の中学校だけの外国人の方がおられる、それだけで英語力がつくなんていうものは、それはまさにさっきの話ではありませんが、神話なんですね。ですからそのあたり、私はぜひ考えてもらいたいと思うんですけれども。

それから、日本語力に関しての推薦図書、特にないとおっしゃいましたけれども、やはり 読書を誘引するということになれば、1つの目標となる推薦図書というのは私は大事だと思 うんですね、各学年ともに。ぜひ読書へ導くような方法を何か具体的に考えておられないか どうか、このあたり、お願いします。

〇議長(関谷明生君) 竹内教育長。

〇教育長(竹内 隆君) それでは、再質問にお答えいたします。

中学生が町に住んでおられる外国人の方と話をする機会を持ったらどうかというご提案でございます。確かに授業の中でということになるとなかなか難しいことがありますが、外に出ていろいろな活動をする機会の中でそういう機会が持てればというようなところも考えますし、そういった面での効果もあるかと思います。その外国の方がどんな時間に設定できるのかどうか、そういったところもまた機会を見て相談しながら提案をしていきたいと思っています。

それから、ALTの効果がどうか、それから英語教育全般について、早期教育についての議員の疑問点を出されたわけでございますけれども、ALTだけで英語全てにいろいろな面で効果が上がっているというふうに思えるとは思えないんですけれども、先生方の教科の授業の中で、ALTがそれぞれ一緒に参加をしていろいろ外国の話をしたり、母国語に触れたり、いろいろな面でのかかわりはあると思います。国際理解やら異文化理解というようなことでまとめてはおりますけれども、そういった広い面で、それからまた授業でも十分に進め方について打ち合わせをし、反省をしておるわけでございます。授業のアンケートということについては、学校評議員のところでもそういった面での反省も出されております。教科それぞれについて、効果についても見ながら進めているところでございます。

それから、推薦図書については、それぞれ全校の中でこれだというところでは挙げてはありませんけれども、教科の中で、それぞれの時間の中で一定の対応をしているところでございます。そうはいっても、全校の中でそういった推薦図書を挙げながらという指導は大切だと思います。そういった点でもまた話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) 私の先ほどの質問、ちょっと取り違えられたと思うんですけれども、 町内に在住されている外国人の方との異文化の交流というのは、幼保小なんですね、中学校 ではなくて幼保小、いわゆる会話というのではなくて、異文化ということですから、異文化 の交流というのは、そのことを言っているわけですけれども。

それから、生徒1人当たりどの程度外国人と接触する時間があるのかどうかですが、中学校の3年間を通してですね。つまり効果が上がらないと私言っているんですからね。だから、ほとんど接触というんですか、ないようには感じるんですよね。週1回か2回ですよね、3年間を通して。そのあたりどうでしょうか。

- 〇議長(関谷明生君) 竹内教育長。
- ○教育長(竹内 隆君) 再々質問にお答えいたします。

町内の外国に籍のある方と幼保小についてということでございますが、時間を決めて、その時間に小学校、幼稚園、保育園でも計画を立てて、異文化交流というようなことで設定をして、ALTに来ていただいて中でそれぞれ進めていただいているわけでございます。そういった計画の中で進めるには、やはりこのALTということで設置をして進めていくということで一番いいかと思います。ただ、そのほかの町の方にもお願いしてというのは、そういう機会は持てればいいと思います。

それから、効果についてということでございますけれども、効果はやはりそこの時点だけではなくて、直接外国の方と何回会ったかというようなこともその中であるかと思いますけれども、外国語を学ぶことによって英語の本を読んだり、外国の映画を見たり、いろいろな面で広くALTと接することによって視野も広くなっていくのではないかと、ちょっと抽象的なところがありますけれども、教育については広い面から成果は上がってくると、そんなふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- **〇12番(渡辺建次君)** それでは、2問目に移らせていただきます。

交通安全対策ということです。

小布施町で交通事故が大幅に増加していると須坂新聞で報道されました。9月24日現在では58.3%の増、死者が1名、それから負傷者が49名ということで、多くなったという報道

です。それぞれの事故を分析、検証することによって、交通事故防止に対して行政として取り組める最大限の安全対策、これをどのようにお考えかということで今回の質問をしたわけです。答弁願います。

〇議長(関谷明生君) 畔上リーダー。

[地域創生部門グループリーダー 畔上敏春君登壇]

○地域創生部門グループリーダー(畔上敏春君) おはようございます。

渡辺建次議員の交通安全対策についてお答えを申し上げます。

誰もが安心して暮らせる事故のない町を目指し、交通安全協会の皆さんのご協力をいただき、交通安全運動に取り組んでまいりましたが、残念なことに大島地籍で死亡事故が起きて しまいました。

事故の詳細についてということですが、既に新聞報道等でご承知のこととは思いますが、本年9月6日午後2時40分ごろ、大島地籍の十字路交差点で、87歳の女性の運転する軽四貨物と、お亡くなりになられた86歳の女性が運転する原付バイクが出会い頭に衝突をしました。この十字路は道幅が3メートルほどの町道同士の交差点であり、いずれの道路にも停止のための指導線は設置されておらず、交差点角の一部は草により見通しが悪い状態となっておりました。はっきりとした原因は把握してはいませんが、双方とも一時停止を怠ったことが原因ではないかということです。

この事故を受け、9月18日に須坂警察署関係者等により現地診断を実施しております。現地診断では事故現場での現況説明の後に周辺の交差点等を見て回り、停止指導線の設置やカーブミラーの設置などについて現地で打ち合わせ、検討を行っております。この打ち合わせ、検討の内容を踏まえ、7カ所へ停止指導線を設置し、カーブミラーを1カ所設置をしたところであります。また、道路へはみ出した枝の除去や除草など、年間を通じて同報無線でお願いをしているところです。

2点目の領坂新聞の記事についてですが、9月28日発刊の領坂新聞に、小布施町内の9月24日現在の人身事故と負傷者は昨年同時期と比べ約1.5倍と掲載がされています。この内容と原因ということですが、9月24日現在の数字ではありませんが、8月末現在での状況について申し上げたいかと思います。

まず、負傷者の状況ですが、人数までは把握をしておりませんが、歩行者等の事故はなく、 自転車が絡んだ事故が3件、自動二輪が絡んだ事故が2件となっており、ほとんどが自動車 同士の事故であり、負傷者のほとんどは運転者や同乗者と思われます。 また、8月末現在の人身事故の件数は34件で、前年比14件、70%増となっています。月別の件数で見ますと、5月が8件と最も多く、続いて2月、1月と冬期間が多くなっており、時間的には午前8時台が6件と、通勤時間帯が多くなっています。また、事故の発生場所は、国県道、いわゆる幹線道路での事故が約8割となっており、また交差点とその付近が7割ほどとなっています。

事故の種類は、追突事故が20件と6割ほどを占めており、次いで出会い頭の事故が6件となっています。

事故の第1当事者の年齢層についてですが、各年齢層がおおむね平均をしており、これといった特徴はございませんでした。

これからの町としての安全対策の考え方ということですが、交通安全協会の皆さんのご協力をいただきながら、町民の皆さんに交通安全について呼びかけをするとともに、交差点の状況を確認し、停止のための指導線などの設置や高齢運転者のための講習会の開催などを実施していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、1点再質問をさせていただきますけれども、高齢者の交通事故防止ということで、今回不幸にも亡くなられた方も高齢者でしたけれども、高齢者の運転というのは、大体決まった場所を決まった時間帯に動くというような、そういうのがあるように私は感じるんですね。いわゆる特徴です。そういう点で、町内で特別に高齢者に対して交通安全を考えられないかどうか。県では高齢者に対して特別な講習を行うんですけれども、町内として特別に高齢者を、決まったところを大体往復するのが一般的だと思いますので、そういうのを町として考えられないかどうか、それを1点お願いします。
- 〇議長(関谷明生君) 畔上リーダー。
- ○地域創生部門グループリーダー(畔上敏春君) 再質問にお答えをさせていただきます。

現在、年間4回交通安全運動を行っているわけなんですが、その際に高齢者宅訪問等を行いまして、交通安全についての呼びかけを実施しております。本年はまだ実施しておらないわけなんですが、県に1台、交通安全教育車「チャレンジ号」というものがございます。これにつきましては、免許の書きかえの際の適性検査に使用する機器等が搭載されておりますので、そういうものを活用しまして、町のほうでも交通安全の講習会を実施していけばいいのではないかと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) 私が言いたいのは、いわゆる一般的な講習ではなくて、お年寄りが地域で車を利用するのは、ほぼ決まったルートを決まった時間に動かすのが一般的ではないかと私は考えているんですね。そういう場合に、これからどんどん高齢者はふえていきます。なおかつ免許を持って車を運転されると思います。車を運転できるからこそ外へ出られるわけですから。ただ、町として特別にそうした人たちに細かく目が届くというか、そういうことはこれから先考えられないかどうかということで、1つの提案ですけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(関谷明生君) 畔上リーダー。
- ○地域創生部門グループリーダー(畔上敏春君) 再々質問にお答えをさせていただきます。 まずは、確かにご質問のように高齢者の運転者は年々ふえてきております。まずはその実態をこちらのほうでも把握をする中で、交通安全協会の皆さんともご相談をする中で、独自な活動ができるようでしたら、活動につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- **〇12番(渡辺建次君)** それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

3問目、道路や水路の清掃ということです。

まず、除草ですけれども、一例としまして、国道403号において車道と歩道の間に生える 雑草が目立つ時期があります。年1回のよろずぶしんで一時的に除去されることもあります が、年間を通し恒常的に除草された状態を維持するための対応策を伺いたいと思います。

また、道路上のごみについては、目に余るほどの放置状態が存在するというわけではありませんけれども、それにしましても、それなりに目を凝らしてみますと、たばこの吸い殻や空き缶、ジュースのパック、その他雑多な紙切れ等が散見されます。どのように対応されるかということです。

それから、用水路の清掃についてですが、以前は町内自治会で用水路の清掃を行っていたと思いますけれども、最近は行われていないような気がします。ごみ等が詰まって時折氾濫をするところが何カ所かあります。役場へ苦情が年何回か寄せられるのではないでしょうか。水路全てが暗渠になっていれば、ごみの流入防止はそれほど困難ではないかもしれませんけれども、しかし、小布施町の場合、水路の上流部は開口部が多く、ごみの流入防止は、人の公徳心だけを期待したとしても、自然流入は避けられません。どうしても定期的な点検と清

掃が必要と思われますが、お考えを伺います。

〇議長(関谷明生君) 八代総括参事。

[地域創生部門総括参事 八代良一君登壇]

〇地域創生部門総括参事(八代良一君) おはようございます。

道路、水路のご質問でございますが、まず、国道403号等主要幹線道路の関係の雑草やごみの除去ということでございますが、道路等につきましては、町では年2回、環境美化運動の日として、春と秋に全自治会で美化運動を行っていただいております。その他、自治会によっては毎月、あるいは曜日を決めて美化運動を行っていただいているところもあるとお聞きをしております。小布施町の美しい環境を保つためにも、日々の住民の方々のふるさとを愛する活動に感謝をしております。

ご質問の国道403号等の幹線道路につきましては、一応道路管理者である長野県須坂建設事務所におきまして、路面清掃、それから除草作業を行っております。また、日ごろの道路パトロールの中で目立つごみなどを除去しております。しかしながら、なかなか手の回らない状況も見受けられております。沿線近所の方が対応されていることもたくさんあるのではと思っております。また、道路のごみなどの町に寄せられる苦情には、町の職員が対応したり、あるいは建設事務所と連絡をとって対応をしております。

それから、用水路の円滑な流れを阻害する流木ですとか一般ごみの処理、それから防止対策というようなことでございますが、町の松川からの取水口につきましては、雁田交差点のところにあります水門のところに砂だめとスクリーンを設けまして、職員が日々ごみや流木等を取り除いております。特に秋の落ち葉の時期には、朝、昼、夕方と、落ち葉や流木の除去をまめに行っておるというような状況でございます。

それから、下流の大島地区、飯田地区にサイフォン部がございまして、そこでごみの除去、 土砂の取り除き作業とあわせて、こちらのほうも町のほうで行っております。

深沢川につきましては、須坂建設事務所において、土砂のしゅんせつとあわせ、そこにあるごみの処理等々を行っております。

水路にごみや落ち葉が詰まり、あふれているというような連絡を受ければ、町の職員が対応しておるところですが、周辺の住民の皆さんにもご協力をいただいていることもあります。 松川からの取り入れ口で原則ごみを取り除いていますので、そこから下流に流されるごみは町内において流されたごみということになります。

強風が吹いて、ごみや、あるいは落ち葉が飛ばされて水路に入ることもあろうと思います

けれども、町民の皆さん一人一人が水路にごみを捨てないような心がけをしていただければ というふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(関谷明生君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、幾つか質問させていただきますが、国道403号については道路管理者である須坂建設事務所がパトロールされるそうですが、回数ですが、どの程度パトロールされているのか。それから、苦情が寄せられるというのは、どの程度寄せられているのか。あるいは場所が大体決まっているのかどうか。それから水路に関して、やはり大体詰まる場所というのは決まっているような感じが私はするんですけれども、年に何回ぐらい、あと場所はどの辺の場所が多いか。

以上です。

- 〇議長(関谷明生君) 八代総括参事。
- ○地域創生部門総括参事(八代良一君) 県道のパトロールの頻度なんですけれども、正確に ちょっとお聞きはしていないんですけれども、日常的に県道等管理の状況を小まめに見てい るということはお聞きをしております。

それから、ごみが出たりとかという苦情がということですが、特に特定した場所ということではなくて、例えば、ごみが落ちているとかいうようなことで電話を受けることはございます。その都度の対応ということになります。

それから、水路の関係の詰まる箇所でございますけれども、これも特にはこの場所が多いとかというようなことではなくて、水路の構造的なものがあったりとか、曲がっているとか、そんなようなところは詰まりやすいというようなことでございます。ことしは特に春先強風が吹いたのか、落ち葉の関係で水路が詰まったというような状況がありまして、職員のほうも1日に何回も出るとか、それが半月ぐらい続くとか、そんなような状況でありました。水路改良等々とあわせまして、おっしゃるとおり、ふたがけが進むと、そこから入るごみが少なくなるというようなこともありますので、そんなこともあわせながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長(関谷明生君) 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長(関谷明生君) 続いて、7番、山岸裕始議員。

〔7番 山岸裕始君登壇〕

〇7番(山岸裕始君) それでは、通告に基づきまして2問ほど質問させていただきたいと思います。

お手元の一般質問一覧表の18ページになります。

まず、今後4年間の副町長としての意気込みを聞かせていただきたいかと思っております。 副町長の役割というのは、地方自治法第167条では、副町長は町長を補佐して町長の命を 受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担当する事務を監督するとされて います。

町がこれから進むべき方向性を示して導いていくのが町長の役割だとしたら、それの実現に向けて、さまざまな面での指揮・調整をするのが副町長の最も大切な仕事の1つだと考えています。

小布施町のたたき上げの行政職員として、今まで以上に高いレベルでの仕事を小布施町役場全体として行えるように職員をマネジメントしていただけることを期待しております。また、小布施町役場の中で抱えるさまざまな問題の解決を期待しています。

具体的に私が何が役場の中で問題かと思うかを述べさせていただきますと、まずは予算編成の問題です。

今年度の当初予算で、ブランド戦略委託事業の積算の根拠が甘く、商品製造の売り上げ 500万円とは何を販売するのですかと委員会で伺ったときに、予算をお認めいただいたら至 急動いていきたいんですという答弁をいただきました。

行政の予算というのは計画ありきであって、例えば夏休みの最初に宿題をどういう計画で進めていくかというように決めないと、夏休み中には計画どおり宿題が終わらないと思います。夏休みに入ってから計画を立てるというのでは、最後の日に困るのは目に見えていることであります。行政の使う予算はもちろん税金なので、税金の使われ方は地方自治法第2条14で定められているように、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、少しのお金でより高い効果を上げなければいけないと定められています。そのために予算編成、何度も調整したり、査定を行っているはずです。

話を戻すと、今年度何でこんな積算の甘いものが当初予算に上がってくるのと当時の副町 長に尋ねたところ、何度も予算要求をするように担当者に指示はしましたが、締め切りを過 ぎても担当者が出さずに、このような積算の甘いものになってしまったという趣旨のお話を いただきました。

貴重な税金を有効的に使われるように最大限の努力をすべきであって、今後は担当する職員にそれを強く意識づけるように、ぜひご指導のほうをお願いしたいと思います。

2つ目として、景観づくりをする上でのルールです。

小布施町では景観を大切にするためにさまざまなルールを設けています。もちろん全国的に注目されているすばらしい景観をつくり上げることができたのは、このルールがあるためでもありますし、それは必要なことと多くの町の人が思っているところでありますが、担当のレベルになると、ルールで定めていないお願いを住民の皆様にしているような節があります。

これは社会のお話なんですが、日本では国の三権分立に代表されるように、権力の集中を防ぎ、国民の権利、自由を保障しています。行政は住民の代表である私たち議会の過半数が認めるルールを執行するためにあります。行政が議会を通さずに独自でルールをつくって運用してはいけないというのは、そのルールが本当に住民に求められているのか、また納得しているルールなのかというのがわからないからです。その行政が勝手にルールをつくって運用するということは、町の人たちの幸せにもちろんつながらないと考えています。

許認可をつかさどる行政がお願いをして、議会で定めていないルールを認めないというのは、本来あってはいけないことで、お願いと言えば聞こえはいいんですけれども、今小布施町では、行政の皆さんに建物、看板等の申請をしたときに、その申請が法律、条例にのっとったものであっても、担当者のお願いにそぐわないという理由で申請が通らないということがまかり通っています。そのお願いが本当に町にとって必要なルールなら、しっかりと議会に諮って、住民がそれを望んでいるのか、また小布施町としてそのルールが本当に必要なら、住民にわかっていただくように説明していく必要があると考えています。

3つ目として、計画的な事業の運営に関してです。

平成20年度、小布施町はモンキードッグの育成事業で県の元気づくり支援金が採択されたのにもかかわらず、事業を行いませんでした。また、平成22年度には小布施丸ナス紹介事業で同じようなことがありました。理由はあると思いますが、事業に応募して採択されたにもかかわらず、その事業を行わないということは、大変信用を失うということです。

逆の立場で考えていただければわかると思いますが、例えば小布施町の発注する公共工事 等で入札決定した業者が、忙しいを理由にその年度に事業を行わなければ、どれだけ行政と して困るのか、またその業者に対する信用を落とすかということを考えればわかることです。 家庭に例えてみても、この週末遊園地に連れて行きますよという子供の約束を、やはり疲れ ているのでやめますとなれば、子供の信用を著しく失うというのは、誰が考えてもわかるこ とです。

事業をやらなかった理由はあるのでしょうが、県の職員さんには、小布施町の職員さんは忙しいからやらなかったと思われていまして、忙しいという理由で事業を一方的にやめたということは大変問題です。それにより、小布施町として申請するほかの事業、また町内の団体が申請する事業が、小布施の方は忙しいから予定どおり事業をやらないよねというレッテルを張られることになり、大変信用を失墜させる結果となっております。また、もし小布施町がその事業を応募しなければ、県の予算で県民のためになるほかの事業が行われていたはずです。社会人として、人間として、当然やるべき約束を守るということを当たり前にできるように職員の育成をお願いしたいと考えております。

そのほかにも、県や国から補助金をいただく事業です。平成23年度、国の経済対策できめ 細やかな福祉政策の一環でバスを購入しました。福祉目的で国から補助金をいただき購入したということは、福祉のために利用していく必要があると考えています。しかし、委員会の中で前の副町長は次のような発言をされていました。要は、多目的のバスを買わせていただくということ。また、その当時使っていたバスは東京都に入れないというような中で、バスを購入させていただきたいというご提案と受けとめていただき、審議をいただければと思いますというような趣旨のことを話しています。これは……

- ○議長(関谷明生君) 質問中大変失礼ですが、簡潔に、そしてまた通告に基づいた質問をお願いいたします。
- ○7番(山岸裕始君) 要するに、言いたいことは、副町長の仕事で、何が問題でそれを正していってほしいのかという私の考えを述べさせていただいております。すみません、簡潔にやらせていただきます。

先ほど言ったように、要するにバスを買うのに、本来定められていない目的で使用することもあり得るよということを、その当時副町長が言われていたのですが、できないことを、その場しのぎでできるというようなことを言う風土はつくらないでいただきたいと考えています。

また、同じ委員会では、当時の総括参事である久保田副町長は、先ほどの発言を受け、福祉という言葉をつけた中で補助金を活用していきたいとはっきりおっしゃっていただきまし

た。その発言は高く評価して、今後とも、できること、できないことをしっかりと伝えてい ける風土の醸成というのをお願いしていきたいと思っています。

簡潔に、あと国と県との関係なんですけれども、小布施町は合併しないで自立の町を選んだんですけれども、小布施町には国の道路もありますし、国の川も流れています。また、さまざまな事業で国・県からの補助をいただかないと成り立たない事業というのがたくさんあります。当然のことながら、国や県とは良好な関係を築いてコミュニケーションをとっていくというのが重要なことと考えています。

大変長くなりまして恐縮ですが、私、ふだん感じている小布施町の行政内部の問題点の一部を挙げさせていただきました。

これらは全て内部の話ですが、いざ外に目を向けると、小布施町というのは大変高く評価 されています。

ちょっと一例を出させていただきますと、12月2日の渋谷ヒカリエで「my Japa n Award」というイベントが行われました。このイベントは、世界の若い人たちに紹介したい日本のまちをテーマに行われたCMのコンテストで、要するにCMのコンテストなんですけれども、小布施町のCMが最優秀賞とJAL賞という名誉ある賞をいただきました。その結果として、1日10万人の人が行き交うという渋谷のスクランブル交差点でCMが流

その結果として、1日10万人の人が行き交うという渋谷のスクランブル交差点でCMが流れる、また2カ月間JALの国際線でCMが流れ、180万人の人に小布施町の暮らしというのが伝えることができます。もし、これを広告代理店に発注などしたら数千万はかかるであろう事業をゼロ予算、1円も町として使うことがなくなし遂げるという、これとても快挙を達成しました。これができたのは、町長がふだんから掲げている交流の町を推進した結果であり、また若者会議関係者がこれをやっていただいたので、若者会議開催の成果として私は見ております。国内のみならず国際的なブランドにこの小布施町は成長してきております。

そこで、副町長にお伺いしますが、このブランドとして成長してきた小布施をどうマネジ メントしていくのか、副町長としての職をどう捉え、今後4年間どのようなことに重きを置 いていくのかということをお聞かせください。

〇議長(関谷明生君) 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長(久保田隆生君) それでは、山岸議員の今後4年間の副町長としての意気込みのご 質問にお答えを申し上げます。

副町長の職務につきましては、町長が進める施策全般につきまして、その事務事業が円滑

かつ迅速に行われるように補佐していくことが基本的な職務と認識しております。

副町長の名称につきましては、ご承知のとおり以前は助役でありました。平成18年に地方自治法が改正されまして、この名称が変更になったわけでありますが、この名称の変更は、単に名前を変えたというだけでなく、地方自治体の自主性や自立性の拡大を目指し、町長を支えるトップマネジメント体制の見直しを図るため、町長を補佐する者の職務の強化と明確化にあったわけであります。具体的には、自治法で規定する副市町村長等の職務として、新たに、長の命を受け政策及び企画をつかさどりを加えました。また、副市町村長等は、長の権限に属する事務の一部について長から委任を受け事務を執行することとしたわけであります。この改正によりまして、副町長はその職務として、長の命令を受け政策判断や重要な企画を担当すること、長の委任を受けた事務について、長の判断を仰ぐことなく、みずからの権限と責任において事務を執行できることが明確化されたわけであります。

このように、副町長の職務は町長が進める施策を単に補佐するだけでなく、町長の公約と、 これに伴う各種施策の趣旨を十分に理解しまして、時にはみずからの判断により施策を執行 していくという大変責任あるものと考えております。

続きまして、今後4年間の重きということでありますが、今議員からご指摘がありました さまざまな事項であります。予算編成の関係につきましては、現在その作業を進めておるわ けでありますが、やはりしっかりとした説明、あるいは事業の内容がその審議等で行えるよ うに、これはこれから心がけていきたいと思っております。

また、いわゆる行政といたしましての住民の皆様、あるいは他の市町村との関係でありますが、これはやはりお話を聞いておりますと、十分な説明ができていなかったかなと、やはりしっかりとした丁寧な説明をする中で、今お話を聞くと、大分こちらの不手際というか、誤解もあるような気もいたしますので、そこはしっかりと説明をして、丁寧にご理解を得ていきたいと考えております。また、県あるいは国との関係等につきましては、これは非常に大切なものでありますので、しっかりとした信頼関係を築くように努めていきたいと思っております。

それで、この重きをどこに置くかということでございますが、社会、経済、非常に激変が続いておりまして、地方自治体の事務事業、大変増加、多様化してきております。地方の時代と言われておりますので、国や県からさまざまな事務事業が移譲されております。実際、なかなか財源が伴わない面があるわけでございますが、そうした中、地方自治体にはみずからの知恵と工夫で地域の振興、活性化を進めていく自立性、主体性が求められていると思っ

ております。知恵と工夫で自立した地方自治体となっていくには、職員一人一人が増加・多様化する事務事業を迅速かつ的確に遂行いたしまして、時代を先取りしていける施策を展開できる資質、あるいは能力を持つこと、そしてその力を最大限に発揮でき、職員同士が強固につながってそれぞれの役割を果たすことで最大の成果を上げることができる組織となることが必要であると考えております。

進む少子高齢化や人口の大幅な減少、生産年齢人口の減少による地域の活力や町の財政力の低下などが予想されますし、いわゆるさまざまな想定外の問題も出てくると思います。町民の皆さんの生活の安定と向上を確保していくには、こうした多くの課題を抱えて困難な状況になりましても、乗り越えていけるだけの能力を持つ組織づくりが大変重要であると考えております。町長の施策については、これを当然補佐して行っていくわけでございますが、こうした体制、組織づくりをこの任期の中には重点というか、このことにぜひ取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(関谷明生君) 山岸裕始議員。
- **〇7番(山岸裕始君)** 副町長として、副町長とはどういうものなのか、また久保田副町長の 個人的な熱い意気込みをいただき、ありがとうございました。

その中で、今予算編成の話がありまして、副町長として予算編成するのは今回が初めてだ と思います。住民にわかりやすく説明できるような予算をつくっていきたいというお話をち ょうどいただいたところなんですけれども、予算編成に向けてもう少し掘り下げて伺わせて いただきたいと思います。

基本的な考えを聞かせていただきたいんですけれども、それに対して私の要望というか、 1つ言わせていただきますと、先ほども言った、住民に説明できない予算はぜひ編成の時点 ではカットしていただきたいということです。

例えば今年度でいうと、起業家支援の補助金なんていうのが1点盛り込まれていました。 概要としては、外の人、小布施に住まない人が小布施で事業を起こす、新しく何かをすると きに町として補助しますよというものだったんですけれども、予算の審議の段階で対象者が 決まっていませんでした。これ町の人も対象になるんですか、これから考えていきますよ。 これ補助率何%ですか、2分の1か、3分の1か、これから考えていきますよ。対象になる 事業というのは何ですか、設備費だけですか、広告宣伝費ですか、人件費も含まれるんです か、これもこれから考えていきますよと、そういった形で、審査方法も決まっていなければ 支払い時期も決まっていないというようなものが当初予算に上がってきています。

それに伴って、私は個人的に反対だったんですけれども、議会としては賛成で通ったものなので、町の方からいろいろこれに関して意見を言われることがありました。町内の人、小布施町の方が払った税金なので、もちろん町の人が事業を起こすときにも対象になるんだよねということを聞かれても、やはり議員として、決まっていないよと言われたので答えられないですし、失敗したらどうするの、これ答えられないです。

私は、それでも小布施町の行政の方々がやるので、そこは信頼してお任せしようよと1年間経過を見てきたのですが、結局この事業はやられていないように、全く動いていないように見受けられます。

この予算の1,000万円がもし当初予算に入っていなかったら、もっと直接的に住民の皆さんにプラスになる福祉だったり、教育だったりだとか、町で事業を起こされている方の支援だったりだとか、もっとほかのところに予算が割り当てられたと思うんですね。大まかな方向として、外の方をお招きしたいという町長の考えはもちろん大賛成ですし、町に若い人がふえていかなければいけないというのは、もちろん私も思うところでありますが、そのための方法として、ちょっと今回練るのが甘かったかなと。例えば、小布施町に本当に入り込んでいただくために、農業みたいに小布施町で事業をしている人のところに、2年間従事する補助に充てたほうがよっぽどよかったのではないかなみたいなことを考えています。

このような積算が甘く、結局やらない事業に対して予算をつけるようなことは今回なくしていただきたいと考えているんですけれども、予算に対する基本的な考えというのをお聞かせください。

- 〇議長(関谷明生君) 久保田副町長。
- ○副町長(久保田隆生君) 起業支援につきましては、1,000万円の予算をお認めいただいた わけであります。現在のところ、今議員ご指摘のとおり金額的には執行しておりませんが、 あと3カ月とわずか、約4カ月近くあるわけでございますが、この中でできる限りまたその 使途については取り組んでいきたいとは考えております。

ただ、この時点までなかなか執行ができないというのも、確かにご指摘のとおり問題でありまして、今回平成26年度予算の編成の中では、こうした予算の執行として、やはり遅過ぎるような執行については、予算的なものはどうかということは、これは考えていきたいと思っております。

ただ、予算の中で、どうしても行っていく中で、さまざまないろいろな経済的な要因、社

会的な要因がございますので、全ての枠組みを細かく定めてしまう範囲と、やはりこの範囲 ではある程度行政の判断が行えるという範囲というのは、やはり定めてというか、その枠は、 やはり必要なものも内容によってはあるかと思っております。

その点につきましては、この予算ができた段階で、議会において本会議、あるいは委員会でご説明申し上げますので、その点についてまたご意見をいただいて、その予算をお認めいただくかどうかという審議をしていただければと考えておりますし、町民の皆様に説明できる予算というのは、基本的にはこの代表である議会においてしっかりと審議していただくことで、そういったことで成り立っていくというか、十分説明をし得るものとなり得ると思っておりますので、予算についてはそういったことで、しっかりご審議いただく、またそれだけの内容をぜひまた出していきたいと思っております。

以上であります。

- 〇議長(関谷明生君) 山岸裕始議員。
- **〇7番(山岸裕始君)** 次の質問に移らせていただく前に一言だけ。

副町長が就任して半年間、私個人としては行政の内部の行政職員のモチベーションだとか、 仕事に対する意識というのは高まってきて、行政としてよくなってきているとは多少なりと も感じております。議員の仕事というのは行政をチェックする、要するに行政の皆さんがき ちんと仕事をしているか、正しいことをしているか、町民福祉に資しているかというのを見 ていくというのと、もちろん町がよくなるためにともに考え、意見を出し動いていくという ことがあります。小布施町をよくするために、一緒にこれからもやっていきたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

続きまして、くりんこ音頭の練習を中学生にもという質問に移らせていただきたいと思います。

小布施の夏を彩るお祭りの中でも、大人から子供まで町内の皆様に最も大勢参加いただけるお祭りの1つが「くりんこ祭り」であります。その中でも、特に中学生の皆様には全校生徒が参加して協力していただいておりまして、部活動のグループに分かれ、元気よく踊っていただいております。大変ありがたいことです。

しかし、ことしの踊りを見ていると、新しい踊りがふえたからというだけではなく、昔からある「くりんこ音頭」も、踊っていないで、ただ歩いているだけという生徒さんが多く見受けられたという話を伺っております。

商工会でも新しい「弾季舞」は中学生に指導に行くように調整しましたが、残念ながら日

程が折り合わず指導できませんでした。来年は今から調整をしてこの指導に行くと伺っています。

今、小布施中学では全体で踊りを踊る、教わる時間がなく、部活ごとの参加ですので、教 わるのも部活動の顧問の先生がしているように聞いています。まず、部活動の顧問の先生が しっかりと「くりんこ音頭」を踊れるように町から指導していただきたいと考えていますが、 町の考えをお聞かせください。

〇議長(関谷明生君) 中島教育委員長。

〔教育委員長 中島 聰君登壇〕

〇教育委員長(中島 聰君) 山岸裕始議員のご質問にお答えします。

まず、「くりんこ祭り」は真夏の夜に開かれる大きな祭りで、育成会の子供みこしとともに小布施町の風物詩であります。当日は商工会館周辺がメーンの会場となって、踊りには約30連、1,500人もの人々が参加して、「くりんこ音頭」などの曲に合わせて楽しく踊っております。毎年中学生も全校生徒が参加して、部活等のグループに分かれて元気よく踊ります。子供たちや大人にとっても思い出づくりになる機会になっています。

また、商工会館前の広場では、商工会青年部によるちびっこ広場がことしも開催されております。ことしは人気アニメを参考にした海賊船が登場、ゲーム大海賊島の大秘宝、あるいは大海賊島の金魚すくいが大人気で、たくさんの子供たちが夏の一夜を存分に楽しんでいました。自治会や各団体などからは、それぞれに工夫した山車も出されて、にぎやかなひとときを構成し、ふだんは会うことのない方と出会うこともあります。運営する町商工会の方のご苦労がしのばれます。

小布施中学校の生徒につきまして、毎年ほとんどの生徒が部活動などのグループを単位として、それぞれ浴衣やユニホームなどを着て「くりんこ踊り」や、自分たちでアレンジした踊りをするなどして楽しく参加して祭りを盛り上げています。エネルギッシュで活気のある元気な中学生のパフォーマンスは見ている人々に元気を与え、祭りの雰囲気が一層高まります。そうした中で、ことしの中学生の参加状況について、踊りにやや盛り上がりが欠けた、「くりんこ音頭」もただ歩くのみという者も多かったというご指摘であります。

中学校では、商工会と踊りの練習日程を組んで、練習してから「くりんこ祭り」に参加すべきだというご提案であります。ご指摘の事項について、町商工会や中学校とよく話をして、中学生の大勢の参加、それから踊りを含めてみんなで楽しくにぎやかに、また一定のまとまりのある「くりんこ祭り」になればよいと考えています。また、「弾季舞」など新しい踊り

が加わり、また従来の「くりんこ踊り」についても、初めて参加する生徒にとって、練習が 少なかったので戸惑いがあったと思われます。

踊りの練習について、本年度はクラブ活動や学校行事のことでスケジュール調整がうまくいかなかったと、こういうことであります。今後は引き続き「くりんこ祭り」につきましては、中学生の積極的な参加はもちろんのこと、祭りを通してふるさとを大事にする気持ちを育てていきたいと思います。そうした視点に立って、学校や商工会、あるいは関係の皆さんにもご協力を賜って、中学生が「くりんこ音頭」を踊れるように調整を図ってまいりたいと思います。要は練習の機会を与えて、「くりんこ踊り」が踊れるように調整して参加したいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(関谷明生君) 山岸裕始議員。
- **〇7番(山岸裕始君)** ぜひ調整していただけるということで、ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

先ほどの質問で、ちょっと私の伝えた趣旨が間違って伝わっている部分があるので、訂正させていただきたいんですけれども、中島教育委員長が商工会と日程を組んで参加すべきだという提案というようなことを言っていたんですが、私の言っているのはそういうこととはちょっと違って、商工会は商工会さんで、もちろん中学生が踊れるように一生懸命日程調整だとかしてくれています。町として、昔、中学の授業の中で、町から先生を呼んで「くりんこ踊り」を教えていたんですけれども、今はやっていないんですよね。それって、やはりどんどん中学生もやることがふえてきて、なかなかそういう時間をとれていない、そういった中で、各部活動で「くりんこ踊り」を教えているのですが、部活の中で教えるに当たって、やはり先生がきちんと「くりんこ踊り」というのを理解していないと、生徒に教えられないと思っております。全体として時間をとるというのは、今現実の中なかなか厳しいというのを認識していますので、ぜひ教育委員会のほうでは、町のほうでは、学校の担任の先生、部活動の各担任の先生に、きっちりと「くりんこ踊り」を教えて、その先生が自分の担当する生徒に教えられるような体制をつくっていただきたいという提案でした。

今いただいた中で、今後いろいろ調整を図っていきたいと思っていますというありがたい お言葉を聞かせていただきましたが、中学の先生に対してはどうなのかということを再度お 聞かせください。

- 〇議長(関谷明生君) 中島教育委員長。
- **〇教育委員長(中島 聰君)** 今の練習方法は部活動を中心だと、山岸議員は言われているわ

けですけれども、それだけでいいのか、それとも練習をもうちょっと違う方法で練習したほうがいいのか、その辺を学校と調整して、もうちょっと踊れるようにしたいと、こういうことであります。

○議長(関谷明生君) 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長(関谷明生君) 続いて、10番、小渕 晃議員。

[10番 小渕 晃君登壇]

○10番(小渕 晃君) 去る11月3日、公民館の講堂において町「文化の日」の表彰式がとり行われました。受賞された方は、産業の開発、振興に顕著な功績のあられた久保田英雄様、中條政雄様、市村次夫様、そしてすぐれた善行、よい行いということの関係で藤澤サト様、小林玲子様の5名が表彰を受けられました。改めて受賞された5名の皆さんのご功績に敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。

今回行われました町「文化の日」表彰式は、小布施町表彰規則第6条に基づいてとり行われたことはご承知のとおりであります。また、この小布施町表彰規則は、平成19年3月30日に改正され、きょうに至っております。その表彰規則の第2条で表彰の基準が定めてあります。

ご紹介させていただきますと、2条の第1項では、自己の危険を顧みないで人命の救助をした者。2項では、産業の開発、振興に顕著な功績があった者。事務取扱規程の中では、20年以上従事された方という、そういうただし書きがあります。3項目では、地方自治の振興に顕著な功績のあった者。事務取扱規程の中では、町長、副町長、教育長、議員、12年以上の在職のあった者となっております。4項目では、教育の振興に顕著な功績のあった者。20年間従事した方。それから5項目では、学術、芸術、体育、その他文化の向上に顕著な功績のあった者。6項目では、社会福祉の増進に顕著な功績のあった者。20年以上従事。7項目では、消防、水防業務に顕著な功績のあった者。20年以上従事。7項目では、消防、水防業務に顕著な功績のあった者。20年以上従事された方。それから9項目めには、勤労者として、多年その職務に精励し、他の模範である者。30年以上勤務の方。それから10項目めには、町職員で多年その職務に精励し、成績が優秀で他の模範となった者。30年以上勤務。そして

11項目め、この項についてはこれからお願いする部分でありますが、今までの前項に掲げられて定められているもののほか、特にすぐれた善行、または功績があって表彰することを適当と認める者であります。これは年数とか、そういう条件はありません。

このような第2条のほかに、第3条では、町行政に協力し、著しい功績のあった者には感謝状を交付して表彰するとなっております。第4条では、国・県等の協議会等において成績が特に優秀な者には賞状を交付して表彰することができると定められています。

よって、表彰規則に第2条では表彰状、第3条では感謝状、第4条では賞状をそれぞれ交付することができるのであります。

そこで伺います。

過去10年にさかのぼり、表彰規則第2条の1項から第11項に該当し、表彰された方の人数と、受賞者の年代はであります。あわせて第3条、第4条で表彰、受賞された方の人数と 年代をお示しいただきたいと思います。

我が小布施町には、肩書や職歴がなくとも地域社会のためにご尽力されておられる方はたくさんおられます。そんな一般的な町民の方々の善行へも光を当てることができるように、 先ほど申し上げました表彰規則の第11項の特にすぐれた善行、または功績があって表彰することを適当と認める者という項を弾力的に運営をしていただき、町民の方々の職歴も肩書もない、そういう方々の善行をぜひたたえていただきたいと思うのであります。

また、表彰の審査委員会の委員は、表彰規則第8条で、副町長、教育長、総括参事、議会事務局長と定められてあります。よって、この表彰審査委員の皆さんは、全員行政関係の皆さんであります。行政は常に公正であり中立であるということが最も求められていますし、また、行政の方々はそこに重きを置いていろいろな施策をしていただいております。公平中立は大変大切でありますが、もっと弾力的な運用をするには、どうしても行政関係以外の方も委員に加わっていただく、そのような中でより弾力的な運用ができるのではないかと思うわけであります。そういう意味では規則の改正をされてはどうか。

以上、町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

〇議長(関谷明生君) 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長(市村良三君) 栗ガ丘小学校の先生、また児童の皆さん、きょうは貴重な時間を割いて議会傍聴においでをいただき、ありがとうございます。難しいところがあるかもしれませんけれども、しっかりとお聞きいただきたいと思います。

ただいまの小渕議員のご質問にお答えを申し上げます。

文化の日に表彰を差し上げた過去10年間の受賞者数をまず申し上げます。第2条第1項、 人命救助はございません。第2項、産業の発展は13名。第3項、地方自治功労は8名。第4 項、教育振興は1名。第5項、学術、芸術、体育、文化の向上は第4項教育振興とあわせた 功績で2名。第6項、社会福祉の増進は2名。第7項、消防、水防功労は5名。第8項、保 健衛生向上は3名。第9項、多年勤続は1名。第10項、職員表彰はございません。第11項、 すぐれた善行は2名。第3条、感謝状は5名。第4条は、第2条第11項すぐれた功績とあわ せた表彰で2名でございます。

年代別では、20歳代が2名、50歳代が7名、60歳代が14名、70歳代が15名、80歳代が5 名ということであります。

次に、表彰の基準についての弾力的な運営というようなご質問でありますけれども、専門 的分野や活動においてすぐれたご功績があった方を表彰、または感謝状や賞状を贈呈するた めに一定の基準を設けさせていただいております。

特に規則第2条表彰については、第1項から第10項まで、従事した年数などを規定しているため、表彰候補者が限定されてしまいます。弾力的運用を可能とするため第11項を設け、 先ほどご説明があったとおりです。介護にご尽力いただいた方なども表彰させていただいておるところであります。また、第3条、第4条表彰については、世界陸上や箱根大学駅伝競走など、若い皆さんのご活躍に対しても表彰をさせていただいております。

町制施行記念行事の中で特別表彰を行うなど、多くの町民の皆さんを表彰し、お若い皆さんも積極的に表彰していきたいと私どもも考えております。今後も多くの町民の皆さんやお若い皆さんが受賞できるように、表彰の基準についてはご質問のとおり弾力的な運用を心がけていきたいと思います。

これに続きまして、表彰審査委員会という中身の問題でありますけれども、行政関係者以外の委員も加えることについてのご質問であります。

多くの町民の皆さんやお若い皆さんが受賞できるようにするためのご提案だと思います。 表彰候補者の推薦に当たって、多くの皆さんにご意見をいただけるよう心がけ、例えばこと し大きな功績があった方や、今表彰することが大切と、そう思う方にも視野を広げて、若い 皆さんにも積極的に表彰を行ってまいりたいというふうに考えます。ということから、表彰 審査委員会には、ほかの方も加わっていただきたいと。ただ、表彰させていただく場合に、 かなり個人情報の問題がございます。そういう個人情報をあくまでも保護する立場から、公 職におつきの方がよろしいのではないかと。特に町民の皆さんを代表して出ていただいております議員の皆さん、例えば議長さんだとか副議長さん、そういう方には加わっていただくことをこれから積極的に考えていきたいと、こんなふうに思っているところであります。 以上であります。

〇議長(関谷明生君) 小渕 晃議員。

〇10番(小渕 晃君) 町長におかれましては、私の提案についてご理解をいただきました。 ぜひ来年の「文化の日」、表彰式に間に合うよう進めていただきたいと思います。

この表彰という制度は、私は、我が国の制度はやはり叙勲から始まっているような気がするわけです。それで叙勲の基準というのは、原則70歳以上の方を対象にしているというふうに聞いております。それはそうでしょう、今までのやられた功績に対して表彰するという、そういう立場であります。70歳、まさに大きな事業をなし遂げられた、あるいは仕事をなし遂げられた年代であります。

ということは、過去の評価を見て表彰されるという、我が町の表彰されたものを先ほど町長から説明をいただきましたが、ちょっと計算しますと、80%が60歳以上の方であります。これは、表彰制度そのものを考えれば、過去の功績に対してやるという、そういう形になるのは当然だと思いますが、私は、町の表彰は叙勲のような国事事業でもないので、今までの顕著な功績をされた方、これは当然表彰していただきたいのでありますが、それに加えて、先ほど町長の答弁にもございましたが、第2条の11項の特にすぐれた善行、よいことをされた方、あるいは功績のあった方を表彰したいという、この部分をもっとやはり膨らませる。ということは、功績のあったという過去のことではなく、未来に向かった部分をやはり含めた、小布施ならばの表彰規程になってもいいのではないかと、そんなふうに思うのであります。

もっと望むなら、小学校に枠を持っていただく、あるいは中学校に、あるいは各種団体等々の枠を設け、小学校、中学校だったら学校長からの推薦をいただくなり、あるいは各種団体なら団体長の推薦をいただいた中でご検討をいただくというような形がとれればと思うわけです。

例えば、小学校では元気よく笑顔で挨拶する子、あるいは夏休みの暑い中、休まず巴錦に 水をくれてくれた子供、あるいは苦手な駆けっこを毎日練習してリレーの選手になった子、 あるいはトイレの掃除を率先してやっている子、または障害を持つ子供に対して一生懸命世 話を焼いてくれる子供、数えれば小布施の栗ガ丘小学校にはすばらしい子供がたくさんいま す。中学校だっていっぱいいます。あるいは各種団体で団体の長にはならないけれども、事務方でうんと頑張っている方も大勢おられます。ややもすれば、団体の場合等々は、長になって何年やったという方がどうしても表彰のほうに該当しますが、そうではなく、裏方でやっている方もたくさんおられます。そんな日々励むひたすらな努力をたたえてやりたいと、私は思うのであります。

去る11月15日、長野県の高校野球連盟は、5名の優秀選手の表彰を行われました。その中に、小布施町の土屋貴之君も入っておりました。彼はこの受賞を誇りに持ち、またその責任感を持ってこれからの人生の糧になることでしょう。私は、若者が未来に羽ばたく応援をする、そんなような表彰は小布施町にあってもいいのではないかと、こんなふうに思うんですが、町長のご所見をお伺いいたします。

- 〇議長(関谷明生君) 市村町長。
- **〇町長(市村良三君)** 再質問にお答えを申し上げます。

町の表彰というのは、議員ご指摘のとおり、やはり叙勲というようなものがかなり下敷きになっているなというふうに私も感じます。といいますのも、今回の一般質問でも公正中立が一番大事だよと、もちろんそのとおりであります。それから費用対効果がどうだとか、そういうこともおっしゃられます。ということになりますと、やはり行政の宿命として、町民の皆さんに正しく説明できないとだめだというようなことから、どうしてもお年を召した方、あるいは長い間その職につかれた方に限定されるのが無難であろうと、これはクレームがつかないんだということになろうかと思います。

小布施町においては、そういう第一義に大事な公正中立、もっともであります、費用対効果、もっともであります、ということのほかに、一歩進んだ行政のあり方、あるいは議会のあり方、あるいは町政全体のあり方というものをやはり目指すべきではないかと私は思っております。そういう広い意味から考えても、この表彰制度というのは大いに見直しをして、やはり私たちの仕事は町民の皆さんが本当にお元気になるということが一番の目的だろうというふうに思いますので、今の議員のご意見、再質問についてさらに深く考えてまいりたいと、こういうふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関谷明生君) 小渕 晃議員。
- ○10番(小渕 晃君) 平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、現在住んでいる自治体以外の市町村に寄附をすることができる、そしてその寄附を

した金額のほぼ全額を税額控除されるというふるさと納税制度が始まりました。

このふるさと納税制度の趣旨は、地方間格差や過疎による税収の減少に悩む地方自治体に対しての格差是正の制度でもあります。また、お子様が成長しふるさとを離れ、生まれ育った故郷に貢献したい、子供のころ受けた教育、育てていただいたふるさとへの恩返しをしたいという、そんな思いが伝わる制度でもあります。制度が発足して6年目になります。6年の間、全国の各自治体の取り組み方法に大きく差が出てまいりました。

小布施町の公式ホームページによりますと、我が小布施町にふるさと納税として納めていただいたものは、平成20年で203万円、平成21年で343万円、平成22年188万円、平成23年57万円、平成24年408万円、合計で74件で約1,200万円であります。小布施町のためにこれだけ多くの方々のふるさと応援基金が集まりました、いただきました。

また、小布施町では寄附金の使い道を6項目の中から選択していただけるように、そんな 形をとっておられます。そこでお伺いしたいのは、6項目の内訳であります。そして、その とうといふるさと応援寄附金をどのように活用してこられたか、その辺を説明いただきたい と思います。

先般、信濃毎日新聞の記事に、下伊那郡阿南町のふるさと納税が1億円を突破したと、そういう記事がございました。阿南町では、寄附金1万円に対して、精米、お米でありますが、お米を10キロ2つ、20キロを贈呈するという、そういうシステムであります。よって、お米20キロというその魅力によって、寄附をされる方が急増されたということであります。全国ほとんどの市町村では、ふるさと納税をしていただいた方にプレゼントをされておりますが、特に阿南町の1万円に対してお米20キロというものが、大きく魅力的だったんだと思われます。

しかし、考えてみると、本来の趣旨とはちょっと外れて、プレゼントが半分目的みたいな感じもするんで、私はいかがかとは思います。しかし、ふるさと納税をいただいて全額プレゼントにして、された方にお返しするわけではありませんので、1万円からプレゼントした差額は実質な寄附金になるわけであります。

阿南町の場合、私なりに試算してみましたら、玄米60キロの買い入れ価格は約1万2,000円であります。玄米を精米にすると、歩どまりが90%ですので10%少なくなります。ですから、計算しますと10キロ当たり約2,200円になります。そこへ精米賃とか包装賃、それから納税していただいた方にお米を送る運賃等々を含めますと、約3,000円であります。1万円の寄附に対し、10キロのお米を2つですから6,000円となります。よって、約4,000円が

寄附金として阿南町に残ります。

ですから、阿南町では結果として、表面は1億円のふるさと納税をいただいたんですが、 実質として4,000万円のふるさと納税が寄せられたということになるわけであります。

この4,000万円という金額が大きいか小さいかは、我が町では5年間で1,200万円でありますから、片方は1年で4,000万円の実質納税が入ったということ、こういうことを思うと、その金額の大きさは想像いただけると思います。

そこで、2点目として、私は、我が町ではふるさと納税をしていただいた方に現在何をプレゼントされているのか、また、将来プレゼントの質を高め、ふるさと納税の増額を誘導する考えがあるのかないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

3点目として、11月8日に東京で東京小布施会が開かれました。その席上で市村町長から、 ふるさと納税をしてくださった方に感謝の言葉を述べられました。東京小布施会の皆様を初め め小布施にかかわりのある方へのお願いを強める考えはあるのか。

以上3点についてお伺いいたします。

〇議長(関谷明生君) 田中総括参事。

[行政経営部門総括参事 田中助一君登壇]

○行政経営部門総括参事(田中助一君) ただいまの小渕議員のふるさと納税についてお答え いたします。

小布施町のふるさと納税につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、6項目に分けております。1項目めとしまして、未来を担う人材育成・教育、2番目といたしまして、健康に暮らすための福祉の充実、3番目として、活力ある産業の創出、4番目としまして、和みの創造など景観について、5番目としまして、協働のまちづくりや交流について、6番目としまして、特に指定がないものという6項目でございます。項目分けにつきましては、寄附の申込書に記入していただく際に、希望をお伺いしているということでございます。

また、実績でございますが、平成20年度から平成24年度までのふるさと納税の総額につきましては1,200万円でございます。内訳につきましては、人材育成、教育につきまして250万円、健康・福祉につきまして570万円、産業につきましては128万円、景観につきましては115万円、協働のまちづくりにつきましては16万7,000円、指定なしで122万円となっております。

また、活用の実績、使わせていただいたものでございますが、平成21年度に教育関係で図 書購入といたしまして166万円を使わせていただいております。 納税いただいた方へのプレゼントの質を高め、寄附金の増額をというお考えでございますが、これにつきましては、ふるさと納税を積極的にご案内する、あるいは魅力あるプレゼントを添えることで、ふるさと納税を募ることも必要であるというふうに考えております。

現在は町営の美術館、高井鴻山記念館、おぶせミュージアム・中島千波館、千曲川ハイウェイミュージアムの入場券、それを2枚ずつお送りいたしております。具体的な検討はこれからのものになりますが、特産品に限らず、別のプレゼントをすることも含めまして検討してまいりたいと考えております。例えば昨年の若者会議でご提案いただきました、第2町民となって取得することのできる権利ですとか、そういったことも一例かと思います。幅広い検討をしていきたいというふうに考えております。

また、東京小布施会の皆さんを初めとする小布施にかかわりのある方へのお願いでございますが、東京小布施会の皆様には、東京小布施会の開催のお知らせとともに、寄附の申し込みを兼ねたパンフレットをお送りいたしております。ことしも8人の皆様から寄附の申し出をいただいております。本来、議員もご指摘のように、この地域に役立ててほしいといただいた寄附金に対して高額なプレゼントをするということに対しましては違和感がございました。しかしながら、産業振興、あるいは交流につなげるという点からも、ご寄附いただく際のインセンティブ、動機づけについて、さまざまな方面から今後検討してまいりたいと、そんなように思っております。

〇議長(関谷明生君) 小渕 晃議員。

○10番(小渕 晃君) ふるさと納税の制度が国民にどれくらい周知されているかだと思うんです。なぜならば、ふるさと納税をする人のいる市町村、主に都会でありますよね。都会の方が田舎へふるさと納税するんですから。ですから、都会の自治体ではその分だけ税収が減るんだから、住民の周知はできるだけしないほうがいいわけであります。

ならば、ふるさと納税を受ける我々が、小布施町がやはり打って出ない限り、寝て待っていては絶対来ないわけであります。そのことをやはりしっかりわきまえて、事務的にやったのではふえないと。やはり熱き思いを持って対応するべきだと私は思うのであります。

特に、小布施町には年間100万人の方がお見えいただける、これはよその市町村にはない 利点であります。それを活用しないことはないと私は思うのであります。そう考えたときに、 今までの取り組みは十分であったのか、その辺をお伺いしたいのであります。

それと、この制度の盲点というのはあるわけです。先ほどの阿南町を例にとりますと、ふるさと納税をされた方は1万円を納税し、6,000円のお米をいただいているわけです、基本

的には。実質4,000円で阿南町を応援する、あるいは小布施町を応援するという気持ちが届いているわけです。1万円を払ったけれども、6,000円はお米へ入っているわけです。

それから、ではふるさと納税を受けた阿南町、これを小布施町とすれば、1万円は来たけれども、6,000円はプレゼントしますので、実質4,000円の税収になっているわけです。

そして、ふるさと納税をした都会の、東京では東京、大阪はいいでしょう、そこは1万円の納税が入るべきを小布施町なり阿南町へ行ってしまっているわけであります。マイナス1万円なんです。それでいながら、そこに住んでおられれば、地元の住民としてへのサービスは、あなたはふるさと納税して1万円払っていないからだめだよというわけではなくて、平等に受けるわけであります。

そこが1つのみそでありまして、たまたま現在は、都会の町村にすれば、ふるさと納税で失われている金額は大したことないからそれほど問題にしないかもしれませんが、これがボリュームが多くなったら、絶対これは住民サービスの部分から含めて問題になり、総務省あたりから多額なプレゼントはいけないというようなご指導が出るんではないかと考えております。

ふるさと納税の多くはお米であります。これは全国どこにもあるし、田舎ではあるし、それからもらったほうも大変ありがたいものであります。我が町は、今さら米ではなく、振興公社小布施屋でブラムリー、チェリーキッス、丸ナスなどを原料としたこの町独自の商品を抱えておりますし、それをプレゼントすることによってブランド戦略の一翼を担う、また小布施のブランド戦略が寄附を通じて都会へと発信するチャンスであると思います。その辺についてはどんなようにお考えか、お聞きしたいと思います。

以上。

- 〇議長(関谷明生君) 田中総括参事。
- **〇行政経営部門総括参事(田中助一君**) ただいまの小渕議員の再質問にお答えいたします。

まず、これを待っていることなく、打って出なければならないということにつきましては、 ご答弁申し上げましたとおり、検討してまいりたいということでございます。

また、産業振興、あるいは交流につながるという点からも進めなければいけないという点 も、ご説明を申し上げたとおり考えてございます。

ただ1点、ふるさと納税自身ですが、これにつきましては、本来市町村に対する寄附の考え方を拡大したものでございます。例えば税金がかからない、非課税の方に対しましては、まさに寄附ということでありまして、ふるさと納税とはなっておりません。いわゆる結果と

して、ご自身がふるさと納税をするという意思を固めて申告をした場合に金額控除がありますよという点と、それから制度上の話でございますが、個人住民税の税額控除の部分の特例部分に当たるものにつきましては、その方の所得割の1割というところが上限となっております。したがいまして、ある程度のところまでは全て税額控除2,000円を除いた部分についてなるわけなんですが、非常に多額の納税をされた場合には、全てがその税額として都会からこちらに来ることはございません。

そこら辺のところはちょっとご説明申し上げて、基本的には小渕議員のお考えのとおり、 検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(関谷明生君) 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

〇議長(関谷明生君) 続いて、2番、小林一広議員。

[2番 小林一広君登壇]

○2番(小林一広君) それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

小布施町には28自治会がありますが、自治会活動と並行して、9地区に分けられたコミュニティの活動も同時に行われております。制定されたのは昭和56年12月と思われます。要綱には、住民が潤いある住みよい近隣生活を営むことができる地域社会をつくるとともに、行政の効率的な運営を図るため、コミュニティ地区の組織を定めることを目的とするというふうになっております。

当然自治会単位として組織されているわけですが、行政の効率的な運営を図るためとは、 国における市町村合併の自治会版とも思われる節があります。行政として、ただ単に経費の 節減が目的のようにも感じられます。

各自治会との連携は非常に大切かつ重要であるように、今現在コミュニティを形成する地区との連携も、当然ながらとても大切であり重要であります。したがって、共通した意識は、連携をとるにも、コミュニケーションをとるにも重要と考えます。不公平さのない共通の安心できる意識の中でコミュニティ間の連携、工夫、創造が生まれることが望ましいと考えます。そういう流れの中で、新しく自治会長になられる方の中には、それぞれのコミュニティの間で大分違いがあることに疑問と不安を感じておられる方もいるようです。

そこで、質問をさせていただきます。

- ①コミュニティを導入した当初の目的と現状をどのように行政は見ているのか、またどのように把握しているのか。
- ②これからのコミュニティに期待すること、また行政としてどのようなコミュニティのあり方を理想としているのか。これからの方向、目的があればお聞かせください。
- ③それぞれのコミュニティには、事務の仕事を任されている方がおりますが、給与、勤務 時間において違いがあるようです。行政としてはどのように考えているのか。

以上の3点についてお聞きしたいと思います。

〇議長(関谷明生君) 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長(市村良三君) ただいまの小林議員のご質問にお答えを申し上げます。

コミュニティ地区の組織と運営につきましては、昭和56年、町民の皆さんがより住みよい 近隣生活を営むことができる地域社会をつくるとともに、行政の効率的な運営を図る目的を 持って要綱を制定し、昭和57年1月1日から施行をしております。

全国的にコミュニティとしてまちづくりを行う考え方が推進をされ、それぞれの自治会の特徴を尊重しながら小布施町でもコミュニティ制度を導入し、おおむね300世帯を1コミュニティなりを9地区に自治会の範囲を決めさせていただいたものであります。コミュニティ振興対策事業補助金やコミュニティ担当職員設置費交付金を設け、コミュニティ運営のお手伝いをさせていただいております。

消防団はコミュニティごとに組織を再編成いたしました。町報等の配布物をコミュニティ ごとにお届けしたり、地域づくり活動やコミュニティセンターの設備を充実いただくなど、 一定の成果もあったものとは考えております。

コミュニティのあり方や今後の目的、方向性についてのご質問ですが、コミュニティ制度は自治会で構成され、自治会の役割をあくまでも補うものというふうに考えております。自治会でできるものは当然のことながら自治会で、やや広域的なものや、多くの皆さんにご参加をいただく事業などはコミュニティ制度をご活用いただくことが望ましいというふうに考えております。行政間における一部事務組合や広域連合というような考え方でいいのではないかというふうに思っております。

コミュニティ制度を導入し30年以上が経過をいたしました。あり方や制度そのものを見直 す時期にきているというふうにはもちろん感じております。来年は町制施行60周年の年でも あり、コミュニティ制度が自治会の皆さんにとって本当に便利な制度であるかも、そういう ことも踏まえながら、コミュニティ制度のあり方を検討してまいりたいというふうに考えて おります。

次に、コミュニティ事務職員の給与、勤務時間の違いについてでありますが、コミュニティ地区の組織や運営をお願いした昭和57年当時は、標準的な勤務時間や休日をお示しいたし、採用、報酬などについてはコミュニティでご決定をいただくようにお願いをしております。その後、コミュニティごとの実情や事務量、あるいは報酬額に応じて勤務時間を変更するとの相談があり、現在はコミュニティ事務職員の給与、あるいは勤務時間の違いが生じております。コミュニティ事務職員の給与、勤務時間については、コミュニティ推進協議会でお決めをいただくことと考えていることから、コミュニティごとの実情や事務量に応じ違いが生ずることに問題はないというふうに考えているところであります。

以上です。

- 〇議長(関谷明生君) 小林一広議員。
- **〇2番(小林一広君)** 今、コミュニティ推進協議会というもので検討しているというふうに お聞きしました。このコミュニティ推進協議会とはどのような構成になっているのか、また、 今までどのような問題を協議していたのか、具体的な例がありましたら、ちょっとお聞きし たいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(関谷明生君) 市村町長。
- ○町長(市村良三君) 再質問にお答え申し上げます。現在9のコミュニティがありますので、9の連絡協議会があるということです。
- 〇議長(関谷明生君) 小林一広議員。
- **〇2番(小林一広君)** 9のコミュニティということでしたけれども、今までどのような疑問 点というか、協議がなされたのか、過去において何かありましたらお聞かせ願えますか。
- 〇議長(関谷明生君) 市村町長。
- **〇町長(市村良三君)** ちょっと細かい経緯については、では担当の職員から答えさせますけれども。
- 〇議長(関谷明生君) 西原リーダー。
- **○行政経営部門グループリーダー(西原周二君)** 再質問にお答えさせていただきます。

今町長が申し上げたとおり、9のコミュニティがございまして、それぞれ協議会をお持ちですけれども、第1、第2コミュニティにつきましては、コミュニティ活動につきまして一

部事業化ができていないところもありまして、積極的な事業実施というのはされていないわけでございますが、第3地区から第9コミュニティにつきましては、年度計画を策定いただきまして、その年に行うコミュニティごとの事業等を計画いただき、町からも活動に対する補助を差し上げる等のお手伝いをさせていただいております。そのような事業計画を1年間持ってコミュニティ活動を推進いただいております。

以上でございます。

○議長(関谷明生君) 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(関谷明生君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時22分